

環境農林水産部 決算委員会

2022（令和4）年11月14日

大阪維新の会 大阪府議会議員団

土井 達也

[環境影響評価制度の運営について]

問 1 【大阪府議会議員 土井達也】

大阪維新の会、大阪府議会議員団の土井達也です。
令和3年度、環境農林水産部の決算について、審査を行います。

まず、決算書212ページの環境影響評価制度の運営についてです。
決算総額及び審査会の開催回数について、確認します。

また、昨年度手続きを行った方法書等に対する住民からの意見書の数について、確認します。

加えて、事業者と接点がある場合など、客観的な評価が望めなくなるのを防ぐ観点から、事業者との関係により審査から除外した委員の有無について、昨年度の状況を確認します。

以上、決算状況の確認について、答弁をお願いします。

答弁 1 【奥田環境保全課長】

- 昨年度の環境影響評価制度の運営に係る決算については、審査会の委員報酬等として92万3千円を支出した。
また、審査会については3回開催し、3事業の方法書について諮問し、そのうち1事業について昨年度中に答申をいただいた。
- これらの方法書に対する意見書については、1事業のみ、知事あてに4件、事業者あてに2件の提出があった。
- また、1事業の方法書の審査において、委員1名が事業者の設置した検討委員会の委員を務めておられたことから、当該事業に係る審査から外れることとなった。

[環境影響評価制度の運営について]

問 2【大阪府議会議員 土井達也】

次に、環境アセスの実施後に評価書と実際の事業の内容に違いが生じた場合の、「大阪府環境影響評価条例」と、「環境影響評価法」の、「条例」と「法」の手続きの違いは何か、お伺いします。

この点について、昨年度、当該の手続きを行った件数と、その内容について、確認します。

加えて、アセスを行った事業者が変更になった場合の手続きはどのように行い、その事業は変更後の事業者を引き継がれるのか、お伺いします。

また、この点について、昨年度のその件数を、確認します。

以上、手続きとその手続きに対応する決算状況の確認について、答弁をお願いします。

答弁 2【奥田環境保全課長】

- 事業の内容を変更する場合の手続きについて、条例では、事業が完了するまでの間、規模を縮小する場合等を除いて変更の届出を義務づけており、必要に応じて方法書から評価書までの手続の全部又は一部を再実施することとなる。
一方、法では、事業の着手前には、再実施等の手続きが定められているが、着手後の適用はない。
- 昨年度は、条例対象の鉄道の立体交差事業 1 件について、工事用進入路を変更する届出があり、評価書手続きが再実施され、今年度初めに変更後の評価書が提出された。
- また、事業者が変更となった場合は、条例では事業完了まで、法では事業着手前まで変更の届出が必要であり、事業者は評価書に記載された環境保全措置等を引き継ぐこととなる。
なお、昨年度に当該届出はなかった。

[土砂条例・林地開発許可について]

問2【大阪府議会議員 土井達也】

次に、決算概要等報告書74ページの森林整備保全事業における「森林法に基づく林地開発許可」に係る取組みについてです。

昨年度、大阪府域・全域の林地開発の許可件数と不許可件数はどうだったか、確認します。

答弁2【田中森づくり課長】

- 昨年度の許可件数は、採石場の許可更新等の4件であり、不許可はない。

[土砂条例・林地開発許可について]

問 1 【大阪府議会議員 土井達也】

次に、決算概要等報告書 198 ページの緑化・自然環境保全事業における「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」に係る取組みについてです。

パネル使用・地図

私の選挙区内である田尻町・泉南市・阪南市・岬町における土砂条例に該当する案件は、現在 2 件あります。モニタ①②が該当し、③は先の委員会でも取り上げた阪南案件で、都市計画法 29 条の許可を要し、「大阪府土砂条例」の許可・対象外です。

土砂条例に該当する①、②の 2 件について、昨年度からの協議等の状況について、確認します。また、事業者と地元市町村との調整内容についても併せて、確認します。

答弁 1 【田中森づくり課長】

- 土砂条例が該当する案件は、2 件とも泉南市域にあり、1 件は、採石場跡地における土砂埋立て行為で、事前協議書が昨年 7 月に提出され、計画内容について事業者と事前の協議を進めているところ。
事業地のある泉南市に対しては、事業者から事業概要の説明が行われており、また、搬入路や河川の下流部に位置する阪南市との間では土砂流出対策等についての調整が行われている。
- もう 1 件は、昨年 12 月に無許可でため池の埋立て行為が行われていたことが明らかになり、現在、行為を中止させ、土砂の撤去など是正指導を行っている。

【大阪府議会議員 土井達也】

パネル使用・比較表を掲示

モニタの表の番号は、先程の地図番号と対応していきまして、②は事前協議の段階で、まだ始まっていません。①が区域面積3千㎡を超えて、大阪府土砂条例に違反しているということです。搬入土砂量は確認していませんが、そうとう入っています。泉南市信達童子畑の集落まで160m、金熊寺川まで300m、仮に、すでに搬入された土砂量を8万㎡と仮定し、大阪府都市整備部が公表している令和4年度の建設発生土等の受入価格から推計すると、4億円～8億円の土砂収益がすでにあるはずで、事業主体者において、条例違反を是正するための対応策を、十分に講じることができる資力をすでに持っているはずです。

[土砂条例・林地開発許可について]

問3【大阪府議会議員 土井達也】

さて、先の常任委員会でも見てきたパネルですが、もう一度、見ておきます。違法な盛り土による熱海土石流だったわけですが、(2枚見る。外部搬入の残土盛り土7.5万 m^3 、うち5.5万 m^3 が土石流となり流出、2km先の海まで達し、現在、残り2万 m^3 を静岡県行政代執行で撤去中。)今年度発表された第三者委員会の教訓は、行政対応の失敗、最悪の事態を想定せよ、でした。

そこで、大阪府土砂条例について、昨年度末時点・決算日時点で、大阪府域・全域の違反状態にある件数は何件あり、また、それらは府域のどの辺りに発生しているのか、確認します。

答弁3【田中森づくり課長】

- 土砂条例の違反状態にある件数は、10件である。
- その分布は、豊能町、茨木市、島本町、枚方市、富田林市、河内長野市、泉南市で各1件、岸和田市で2件、熊取町及び泉佐野市にまたがるものが1件である。

[土砂条例・林地開発許可について]

問4【大阪府議会議員 土井達也】

土砂条例第23条の規定では、知事は、埋立て行為の停止や搬入土砂の撤去などの命令を発出することができるがあるとあるが、昨年度末時点・決算日時点で、大阪府土砂条例の違反状態にある10件は、それぞれ、どういう状況にあるのか、確認します。

答弁4【田中森づくり課長】

- 昨年度末時点で、土砂条例第23条の規定に基づく命令は3件となっており、いずれも同条第2項の規定による無許可行為者に対する搬入土砂の撤去命令であり、現在、行為者に対し撤去指導を行っている。
- 残りの7件については、命令には至っていないものの、指示書や勧告書等により土砂の搬入を停止させており、現在、土砂撤去や防災措置等の行政指導を行っているところ。

[土砂条例・林地開発許可について]

問5【大阪府議会議員 土井達也】

昨年度、土砂条例の許可を受けた者が、義務として実施している定期的な水質検査において、問題が発生したものはあるか、確認します。

答弁5【田中森づくり課長】

- 昨年度許可した事業地において、水質検査で有害物質は確認されておらず、問題が発生したものはない。

【大阪府議会議員 土井達也】

豊能町 崩落事故 について

平成 26 年 2014 年 2 月 25 日午後 7 時 45 分ごろ、大阪府豊能町で土砂崩れが発生。土砂は長さ約 200メートル、高さ約 2～4メートルにわたって府道に流れ込み、電柱が倒れ、付近の約 1300世帯が一時停電、府道は、土砂崩れ後、車両が通行できない状況が長く続きました。

事件を起こした大阪市内の建設業者は、府砂防指定地管理条例に基づいて開発を申請し、府が許可。「果樹園の造成」は表向きの目的で、実態は建設発生土、残土の搬入。当初から届け出の面積や高さを大幅に越えて運び込まれ、「約 14万 m^3 」の残土が積み上げられ、崩落はこのうち「約 9万 m^3 」。熱海市伊豆山の土石流で崩れた「約 5万 5千 m^3 」を超える規模だった。

当時、大阪府の弱腰な姿勢が批判されたのは、「搬入の中止」や「早急な是正工事」を「100回」近く求めたが、「強制力がない行政指導」にとどまり、業者は馬耳東風、「府が土砂撤去の是正命令を出し、開発許可を取り消したのは、残土が崩落した後だった」ためでした。

大阪府は、崩落し府道や棚田を埋めた「約 9万 m^3 」の残土を半年かけて、周囲の棚田などを買い取るなどしながら、撤去しました。この残土撤去と土地取得に要した費用は 13億円に上ります。現在、事件から 9年弱が経過していますが、今も求償できていません。土砂崩れを引き起こし、府民に大きな損害を与えた業者には、条例・上限の罰金、わずか 2万円が、科せられたただけでした。

平成 26 年（2014 年）3 月 26 日 当時松井一郎知事の記者会見では、

「豊能町にて発生した土砂崩落事故」について、「周辺の住民の皆様は大変ご心配とご不便をおかけいたしております。改めておわびを申し上げます。府としては、現在、府道の全面復旧に全力で取り組んでいるところです。

本日は、2点ご報告します。

一つは、土砂崩落事故の再発防止に向けた許可ルールの見直し等について。

今回の事故は、事業者への指導等に時間がかかり過ぎたというのが原因の一つであります。悪質な違反事業者に対して、スピード感を持って対処できるよう、監督処分のルールを強化いたしました。今後、悪質な事案には、いたずらに指導を繰り返すことなく、直ちに許可を取り消す等、厳格に対応をいたします。

なお、本件以外の大阪府内13の違反事案には、事故以降、特に厳しく対処をいたしておりまして、悪質な違反案件5件については、事業者に対して期限を定めて是正工事等を実施させております。これらについて、是正内容・期限を守らなければ、ルールにのっとり直ちに許可を取り消すという厳格な対処をしたいと思っています。

また、関係機関が連携し、定期的に合同で巡視を行うとともに、森林法などに基づく他の規制についても、スピード感のある厳格なルールを見直すように指示しております。」と、

以上が、平成26年（2014年）3月26日、当時松井一郎・大阪府知事の記者会見での弁です。

決算審査まとめ⇒土砂は事後対応ムリ、事前規制がすべて

今、この瞬間、この決算審査でも、十分に通用する指摘です。

もう、これ以上は、言いませんが、過去の大阪府内での出来事であり、大変多くの反省点があった事案であります。

もう過去の事だとして、「肝に銘じていたこと」を、忘れていないでしょうか？

決算審査として、公費を投じて、それぞれの担当のみなさんのその成果、また、決算時点での状況について、本日は、確認をいたしました。

「環境」を冠にしている「部」であり、「環境規制の砦」です。

違法や条例違反について、是正措置や許可の取り消しなど、大阪府として適切な対応を講じられるよう、

そして、早く対応していれば必要のなかった、のちに巨額の税金を投入して原状回復を図らなければならない事態に陥らぬよう、

過去のように、悪事がはびこり、大多数の善良な納税者が敗北するようなことに、決してならぬように、

指摘をしまして、私からの決算審査を終わります。

ありがとうございました。